

令和5年度実施施策に係る政策評価結果の概要

No.	政策の名称	政策評価結果	判断根拠
1	【施策1目標1-1】 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり	④進展が大きくない	<p>【温室効果ガスの排出状況】 ○令和4年度の我が国の温室効果ガス排出量及び森林等の吸収源対策による吸収量の合計は10億8,500万トンで、令和3年度比2.3%減、平成25年度比22.9%減となった。令和3年度と比べて減少した要因としては、発電電力量の減少及び鉄鋼業における生産量の減少等によるエネルギー消費量の減少等が挙げられる。排出削減の実績は、産業部門を始めとする各部門での削減努力もあり、2050年カーボンニュートラルに向けた減少傾向を継続しているものの、2030年度目標や2050年カーボンニュートラルを見据えると、その達成・実現は決して容易なものではないことから、引き続き予断を持つことなく地球温暖化対策計画等に基づく対策・施策を加速していくことが必要。</p> <p>【代替フロン等4ガスの排出抑制】 ○代替フロン等4ガスの排出量は令和3年比で1.4%減となった。これは、オゾン層保護法に基づく生産量・消費量の規制、フロン排出抑制法に基づく低GWP（地球温暖化係数）冷媒への転換推進、機器使用時・廃棄時の排出対策等による効果と考えられる。</p> <p>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和4年度の吸収量の数値は約5,020万トンで、令和3年度比6.4%の減少となった。今後も森林の高齢化により単位面積当たりの吸収量が減少していく可能性に注意しつつ、新たな吸収源の評価など実態に即した評価が必要。</p>
2	【施策1目標1-2】 世界全体での抜本的な排出削減への貢献	③相当程度進展あり	<p>【二国間クレジット制度（JCM）を通じた累積の国際的な排出削減・吸収量】 ○目標年度までに目標値を達成できるよう、官民連携を強化・拡充し、引き続きJCMの拡大を図る。</p> <p>【パリ協定やIPCCへの貢献、各国への連携、支援の進展状況】 ○COP28に向けた気候変動交渉を通じて、令和5年度は日本から計14件の正式なサブミッションを提出した。 ○途上国における測定、報告、検証の実施に対して適切な支援を行い、パリ協定の実施に向けて貢献した。 ○IPCC第7次評価報告書サイクルが開始され、IPCC共同議長と関連する会合に日本の専門家が選出された。今後の国際交渉に活かすためIPCC報告書等の知見の周知を行った。また、IPCCの活動を拠出金により支援した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）及び「いぶき2号」（GOSAT-2）による15年にわたる継続観測によって得られた観測データは、多数の学術論文に用いられており、令和5年度までに累計で689本の論文が発表された。 ○環境省の支援の下、モンゴル国政府は2023年11月に自国のBUR2の中で、GOSATに基づく排出量推定値と自国の統計値に基づく排出量推計とが素晴らしい一致する旨をUNFCCCに報告した。また当該排出量推計技術の国際展開を図り、令和5年度までに中央アジアの3か国において協定の締結を行った。 ○データが広く用いられるよう、衛星から観測したGHG濃度データを利活用することへ向けたガイドブックを作成し、公表した。</p>
3	【施策1目標1-3】 気候変動の影響への適応策の推進	③相当程度進展あり	<p>【気候変動影響評価及び適応計画進捗把握】 気候変動適応法に定められた気候変動影響評価の実施及び気候変動適応計画の進捗の把握のために以下の取組を行った。 ○令和2年12月に公表した気候変動影響評価報告書を踏まえ、令和3年10月に気候変動適応計画を改定し、短期的な施策の進捗管理として、分野別施策及び基盤的施策に関するKPIを設定した。 ○令和7年に公表を予定している次期気候変動影響評価に向けた方針を検討するとともに、科学的知見の情報収集を行った。 ○気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をより的確に把握し、及び評価する手法を確立するため、「令和5年度気候変動影響評価等に関する調査・検討等業務」を実施し、様々な分野の学識経験者らからなる気候変動適応委員会を開催した。 ○地域における適応の推進 ○地方自治体の地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの確保を支援するため、以下の取組を行ったほか、情報提供等を行った。結果、4県が地域気候変動適応センターを確保した。 ○地域で活動する市民等と連携して地域の気候変動影響に関する情報を収集する「令和5年度国民参加による気候変動情報収集・分析事業」を実施し、北海道、福島県、埼玉県、長野県、富山県、京都府・京都市・香川県、長崎県、大分県の9道府県1市の地域気候変動適応センターが参加した。 ○気候変動適応法第14条に基づく「気候変動適応広域協議会（全国7ブロック）」において、地域の気候変動影響等に関する分科会活動等を通じて、地域の関係者が連携して実施する適応策等について意見交換を行った。 ○気候変動適応法第27条にあるとおり、開発途上国に対する気候変動適応に関する技術協力を推進するため、以下の取組を実施した。 ○令和5年度は16か国（平成27年度からの累積数）において、各國政府関係者と協議し、当該国内の適応計画に関する政策の遂行（ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等）に係る技術協力を通じて気候資金調達支援を実施した。 ○「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を活用し、アジア太平洋地域の国々への情報提供と人材育成を行った。特に、気候変動データベースの作成（国立環境研究所との協同）とバンガラデシュ行政官に対して複合連鎖災害ガイドブックを作成し、掲載している。</p>
4	【施策2目標2-1】 オゾン層の保護・回復	③相当程度進展あり	<p>○モントリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は令和2年時点で基準年の100%減とすることとなっているところ、我が国は令和2年時点で100%の削減を達成した。</p> <p>○オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時（平成13年度）から令和2年までに約80%以上減少しているが、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講じる必要がある。</p> <p>○平成14年より施行されたフロン回収・破壊法（現「フロン排出抑制法」）によりフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体の包括的な規制に取り組み始めたが、機器廃棄時のフロン類の回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割程度に止まっている。こうした状況をふまえ、令和元年度に同法を改正し、令和2年4月に施行した。施行後は改正フロン排出抑制法の周知徹底のため、冷凍空調機器の管理者や廃棄物・リサイクル事業者、解体業者、充填回収業者に向けて、オンライン説明会の開催やパンフレット・チラシの作成・配布、解説動画の公開等を行い、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減に努めた。特に、管理者や充填回収業者等に対する指導・監督を担う都道府県に対しては、担当者向け研修会の開催や必要な情報提供等の支援を行い、自治体におけるフロン排出抑制法の適切な施行に努めた。</p>

5	<p>【施策2目標2-2】 地球環境保全に関する国際連携・協力</p>	<p>③相当程度進展あり</p> <p>【多国間協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●持続可能な開発目標（SDGs）の実施 SDGsの国内における理解の浸透と取組の促進のため、国の役割として、多様なステークホルダーにおける先進的な取組を共有する場として平成28年に設置したステークホルダーズ・ミーティングを、令和5年度にも、対面及びオンラインのハイブリッド形式で1回開催し、SDGsに取り組む先進的な自治体等の事例を共有するとともに、関係者のネットワーク強化にも取り組んだ。またこのステークホルダーミーティングと同時に国連大学とUNDESA主催で国内外の専門家によるグループミーティングも開催し、国内外のSDGの取組についても議論を深め、一部の議論はステークホルダーズ・ミーティングでも共有を行った。 ●G7/G20 G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合及びG7広島サミット、並びにG20環境・気候大臣会合（インド（チェンナイ））及びG20ニューデリーサミットにおいて、気候変動や生物多様性、資源効率・循環経済、汚染などの環境・気候分野に関する各国のコミットを盛り込んだコミュニケや成果文書を取りまとめるため、G7議長国として議論を主導することで、世界の環境政策を前進させることに貢献した。 ●TEMM 2023年11月に開催された第24回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM24）において各国の環境政策等に関する意見交換、TEMM22で合意された共同行動計画のレビューなどが行われた。 ●脱炭素都市国際フォーラム 2023年3月に米国気候問題担当大統領特使室との共催で開催した本フォーラムでは、脱炭素社会の実現に向けて重要な役割を有する都市の取組について、各都市の先進事例や国と地方の協働事例を共有するとともに、取組の一層の促進方策について議論し、国と地方の協働及び国際的な都市間連携の重要性を確認した。また、第2部はASEAN持続可能な都市ハイレベルセミナー（SDGsハイレベルセミナー）として開催した。 【二国間協力】 ●アメリカ 2023年度は、日本の環境副大臣が、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合に出席のため来日したマッケイブ米国環境保護庁副長官と会談し、環境分野における日米の連携について意見交換を行い、政策対話を継続していくことを確認した。 ●EU 2023年度は、2024年2月にEU環境高級事務レベル会合を東京で開催し、引き続き生物多様性、循環型経済とプラスチック 及び汚染の重要課題について議論した。 ●カナダ 2023年度は、日本の環境大臣とカナダのギルボーエネルギー・環境・気候変動大臣が、2023年7月にインド・チェンナイで気候・環境に関する日加環境政策対話を実施。また、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）や第6回国連環境総会（UNEA6）において、ギルボーエネルギー・環境・気候変動大臣と会談し、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの地球的危機を克服し、SDGsを達成するためには、複数のゴールを同時に達成するシナジーの視点が非常に重要であること等を確認した。 ●アジア各国 2023年6月の「第14回日本・モンゴル環境政策対話」や2023年8月の「日ASEAN環境気候変動閣僚級対話」、2024年1月に「第8回日本・ベトナム環境政策対話」などにおいて、今後も二国間及びASEAN地域における環境協力を強化していくことに合意した。
6	<p>【施策2目標2-3】 地球環境保全に関する調査研究</p>	<p>②目標達成</p> <p>○地球環境保全試験研究費について、外部有識者により構成される評価委員会が業務終了翌年度に実施する事後評価（5点満点）において、4点以上を獲得した研究開発課題数（4点以上の課題数/全評価対象課題数）の過去5年間の平均を実績値として、目標達成度を測定している。令和元年度～令和5年度の平均は90%で目標は達成された。</p> <p>○各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況については、得られたデータや知見等について、「気候変動適応計画」の策定や「気候変動影響評価」の検討、IPCCの各種報告書、COPにおける交渉等に活用されており、施策の目標は達成されている。</p>
7	<p>【施策3目標3-1】 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む。）</p>	<p>③相当程度進展あり</p> <p>○全国の大気環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低いまま推移しているが、令和3年度に初めて環境基準達成率100%を達成した微小粒子状物質（PM2.5）については令和4年度も高い環境基準達成率を維持しており、一時的な濃度減少ではないことが確認できたと考えられる。その他の大気汚染物質についても、高い達成率の維持を継続している。</p> <p>○自動車NOx・PM法対策地域内の令和4年度の環境基準達成率は、令和元年度以降、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも、一般局、自排局ともに100%を達成し続けている。</p> <p>○我が国の降水のpHは継続して緩やかな改善がみられるものの、引き続き酸性化した状態にある。</p> <p>○建築物解体現場等38地点において石綿による大気汚染の状況を調査したが、一般大気環境において石綿濃度が10本/Lを超えた地点はなかった。</p> <p>○全国の継続測定160地点において水銀の指針値を超過する地点はなかった。</p>
8	<p>【施策3目標3-2】 大気生活環境の保全</p>	<p>④進展が大きくない</p> <p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和4年度の環境基準の達成状況は90.6%となっている。</p> <p>○自動車騒音について、令和4年度の道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況は94.9%となっている。</p> <p>○航空機騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は改善傾向にあり、令和4年度の環境基準の達成状況は88.3%となっている。</p> <p>○新幹線鉄道騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年横ばい傾向にあったが、令和4年度の環境基準の達成状況は55.6%となっている。</p> <p>○振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあったものの、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うライフスタイルの変化を一因として、大きく增加了。その後、令和4年度は前年より増加した。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少傾向であったが、平成30年度以降増加傾向にシフトしている。</p>
9	<p>【施策3目標3-3】 水環境の保全（海洋環境の保全を含む。）</p>	<p>③相当程度進展あり</p> <p>○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率（令和4年度）は99.1%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。</p> <p>○生活環境項目（BOD/COD）の環境基準達成率（令和4年度）は、河川92.4%、湖沼50.3%、海域79.8%、全体87.8%であった。河川はほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近いものの、湖沼は依然として達成率が低い状況にある。</p> <p>○地下水の環境基準達成率（令和4年度）は94.7%と概ね目標値に近い。</p> <p>○閉鎖性海域における窒素及びりんの環境基準達成率（令和4年度）は、東京湾100%、伊勢湾85.7%、大阪湾100%、瀬戸内海（大阪湾を除く）96.5%であり、窒素及びりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度（東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海（大阪湾を除く）98%）と比べて着実に改善してきている。</p> <p>○地盤沈下監視（のための水準測量）が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、令和4年度は80.0%であり、依然として地盤沈下が生じている地域がみられる。</p> <p>○海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進により、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量は減少傾向にあり、平成29年度以降はゼロを達成している。</p> <p>○全国39都道府県において実態調査を行うとともに、海ごみ補助金により54,264tを回収している。（令和4年度実績、令和5年度集計）</p>

10	【施策3目標3-4】 土壤環境の保全	③相当程度 進展あり	<p>○施行状況調査の結果、土壤汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率は96.3%（令和4年度末）であり、概ね高い達成率で横ばいとなっている。</p> <p>なお、措置の実施率の算出に用いる措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。</p> <p>○ダイオキシン類土壤汚染対策地域（以下「ダイオキシン類対策地域」という。）として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が平成27年度までに完了しており、平成26年度以降はダイオキシン類対策地域として指定された地域はないため、達成率は100%を維持している。</p>
11	【施策3目標3-5】 ダイオキシン類・農薬対策	③相当程度 進展あり	<p>○令和4年度のダイオキシン類排出総量は、ダイオキシン類を排出する事業者における、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準の遵守等の取組により、当面の間の目標量を下回っている状況であり、削減目標の達成が確認されている。また、令和4年度の全国の環境調査結果では、大気・地下水・土壤は100%、その他も概ね環境基準を達成している。</p> <p>○農薬に係る水域基準については、目標数にわずかに至らなかったものの、おおむね達成している。</p>
12	【施策3目標3-6】 東日本大震災への対応（環境モニタリング調査）	②目標達成	天候等免れない理由による欠測を除き、概ね目標通りの調査を実施できた。
13	【施策4目標4-1】 国内及び国際的な循環型社会の構築	③相当程度 進展あり	<ul style="list-style-type: none"> 資源生産性については、平成22年度以降横ばい傾向となっているが長期的には増加傾向であり、目標達成が見込まれている。入口側及び出口側の循環利用率は近年頭打ち傾向にあった一方、令和3年度は両指標とも数値が改善した。廃棄物最終処分量は目標値まで減少した。また、循環型社会ビジネス市場規模は長期的には拡大傾向にある。さらに、我が国循環産業の海外展開について、焼却設備やリサイクル設備等の年間輸出総額も、直近の数年は横ばい傾向であるが、長期的には増加傾向にある。
14	【施策4目標4-2】 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進	③相当程度 進展あり	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法における分別収集量については、紙製容器包装及びペットボトルに増加が見られた。 家電リサイクル法における回収率については、令和4年度は70.2%となった。 食品リサイクル法については、再生利用等実施率は、令和2年度は再生利用事業者が近隣にいない等の要因により、外食産業で前年から1ポイント下がっているが、食品卸売業及び食品小売業では上がっている。食品製造業においては目標は達成しているものの、前年度から変わっていない。 建設リサイクル法については、建設副産物実態調査（国土交通省）によると、平成30年度の特定建設資材（建設発生木材）の再資源化等率は96.2%であり、平成30年度の目標値（95.0%）を達成しており、今後は令和6年度の目標値（97%）の達成に向けて取組を進めていくことになる。なお、目標値は各年度で設定しておらず、実績の調査は5年ごとに行っているため、評価ができない。 自動車リサイクル法については、自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）、ガス発生器（エアバッグ類）のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。 小型家電リサイクル法については、令和4年度の使用済小型電子機器の回収量は8.9万トンであり、令和5年度の目標値（14万トン）達成に向けて取組を進める。 使用済プラスチックのリサイクル率は0.3ポイント上昇した。熱回収を含めた有効利用率については、横ばいであった。また、レジ袋の有料化等の排出抑制措置により、例えばレジ袋の国内流通量は有料化実施前と比較して半減している。
15	【施策4目標4-3】 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	③相当程度 進展あり	<ul style="list-style-type: none"> 現時点において、一般廃棄物の排出量及び一般廃棄物の最終処分量は、このまま推移すれば目標を達成する見込みである。一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、当面の間の目標量を達成した。 リサイクル率については、平成7年度の約10%から平成19年度の約20%まで向上したが、以後、ここ数年間横ばい状態が続いているが、目標値に到達していない。
16	【施策4目標4-4】 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	③相当程度 進展あり	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の排出量及び最終処分量は既に令和7年度の目標を達成しているが、出口側の循環利用率は横ばいとなっている。 PCB廃棄物に関しては、令和7年度までの全量処理を目指し着実な進展が見られる。 電子マニフェストの普及率は、既に令和4年度の目標を達成している。

17	【施策4目標4-5】 廃棄物の不法投棄の防止等	③相当程度 進展あり	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の不法投棄等の残存件数は目標には届かなかったが着実に減少している。一方、新規発生件数は前年度と比べ増加したものの、現に支障等が生じている事案への対応については都道府県等において着手済みである。 ・バーゼル条約違反の通報件数は令和4年度0件に続き、令和5年度1件と目標を達成した。 ・クリアランス物のトレーサビリティが確保されており、目標を達成している。
18	【施策4目標4-6】 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理	③相当程度 進展あり	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の目的を達成するために循環型社会形成推進交付金の補助要件の見直しや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を一層推進するために宅内配管工事への助成を行った結果、令和4年度の浄化槽人口普及率が前年度と比較して約1.6ポイント上昇した。しかし、目標に対する令和4年度における人口普及率は約-9ポイントと達成に至らなかった。
19	【施策4目標4-7】 東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策	②目標達成	<ul style="list-style-type: none"> ・全測定指標において、年度ごとの目標を達成済み。
20	【施策5目標5-1】 基盤的施策の実施・国際的取組	③相当程度 進展あり	<p><生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果」により生物多様性国家戦略2012-2020について総合的な点検を行った結果を2021年1月に公表し、国家戦略全体としては、国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されたが、全ての目標を達成したとは言えず、更なる努力が必要と評価された。また、令和4年12月には生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。 ・上記を踏まえ、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し閣議決定した。今後は同戦略に基づき取組を進めていくこととしている。 ・同戦略の効果的な点検・評価ならびに国別報告書の作成・提出に向けて、我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討を開始した。 ・植生図の整備面積は、令和5年度末時点で、国土の100%の整備が完了した。なお、平成30年度から「（環境省30-①）環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業」において実施している。 <p><生物多様性に関する各界各層への普及啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府世論調査によれば、平成26年度における「生物多様性」の言葉の認知度は46%であったが、令和4年度には73%に上昇した。目標は達成しなかったが、20代までの若手世代の認知度は84%まで高まり、また90%の国民が生物多様性の保全に貢献する何らかの取組の実施意向を持っているなど、生物多様性の主流化には一定の進展が見られる。 ・多様なセクターにより構成される「2030生物多様性枠組実現日本会議」（事務局：環境省）において、多様なセクターと連携・協働し、生物多様性の主流化に向けた取組を進めた。 ・企業の参画を促進するため、「生物多様性民間参画ガイドライン（第三版）」を改訂・公表し、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）をはじめとする国際イニシアティブの最新動向を整理し発信。 ・また、情報開示に活用可能なツールの実践等を通して、企業の情報開示の支援・促進を目的とした「ツール触ってみようの会」を実施した（TNFDフォーラム（ステークホルダー組織）への参加団体数は100団体（令和4年度末）から200団体超（令和5年度末）まで増加）。 ・環境省で設置したネイチャーポジティブ経済研究会において、ネイチャーポジティブ経済への移行による国内の影響を評価、議論し、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の4省連名で「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定した。 <p><国際的枠組への参加等></p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の国際会議への参加等を通じて我が国の取組や知見を発信し、世界の生物多様性の保全に貢献した。 ・IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）に係る情報に関して、国内連絡会を通じて専門家・関係省庁等に共有するとともに、第10回総会結果報告会やシンポジウム等を通じて一般市民にも共有した。 ・昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施に向けた科学技術補助機関会合（SBSTTA）等に参加するとともに、当該新枠組及びその実施に係るレビュー・カニズム等に関する交渉を行った。 ・国内外において、「二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用」に対する理解が広がり、実践されるようにするため、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）を通じ、自然共生社会の実現に向けた世界的なネットワークを構築した結果、R6年3月現在、IPSIへの参加団体数が77ヶ国・地域の314団体に増加した。

21	<p>【施策5目標5-2】 自然環境の保全・再生</p>	<p><里地里山> ・令和3年度からの新規事業として生物多様性保全推進支援事業（里山未来拠点形成支援事業）を開始し、里地里山の自然資源を活用した新ビジネスの創出など生物多様性の保全と社会経済問題の統合的解決に資する13地域の取組支援を通じて、地域における人々の暮らしや働き方の変化を踏まえた新たな観点での保全を図った。</p> <p><世界自然遺産> ・既存の世界自然遺産地域については、モニタリング等を実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理の一層の充実を図りつつ、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、適正な保全管理を実施した。 ・令和3年7月に世界自然遺産に登録された「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」においては、登録の際、世界遺産委員会から観光管理の徹底を要請されており、国際自然保護連合（IUCN）による要請事項のうち、特に、観光管理の仕組みの構築に関して観光管理施設等の設置やモニタリング体制の構築、観光管理計画の実施について、引き続き対応が求められている。このため、各地域における適切な保護管理及び外国人を含む利用者対応のための普及啓発体制を整えるべく世界遺産センターの整備等を進めており、令和4年7月に奄美大島に奄美大島世界遺産センターを設置・開所した。令和5年度は徳之島世界遺産センターの設置に向けた工事等の作業を進めた。</p> <p><自然再生> ・自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、新たに実施計画は4件策定された。令和5年度末現在、全国で自然再生協議会が計27箇所設立され、同法に基づく自然再生事業実施計画が54件策定されている。</p> <p><地域支援> ・令和5年度末時点での生物多様性保全推進支援事業の活用等によって地域連携保全活動計画を作成した地方公共団体は16団体、地域連携保全活動支援センターを設置した地域は22地域。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等については、令和5年度は44件に対し経費の一部を交付し、希少種保全等の保全活動等の展開に繋がった（里山未来拠点形成支援事業を除く）。</p> <p><国立・国定公園等> ・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の新規指定及び公園計画の点検等の見直しを実施した。令和5年度については、10地区の見直しを計画し、改正自然公園法に基づいた国立公園の自然体験活動計画の追加を含む10地区の見直し等を行い、自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、適切な保護管理を行うための国立・国定公園の区域及び公園計画の見直しを着実に実施した。 ・自然環境保全法に基づき指定した、小笠原方面の沖合海底自然環境保全地域（4地域、計22.7万km²）の一部について、科学的・実効的な管理を行うことを目的とした自然環境調査を行い、科学的な知見の蓄積を進めた。</p>
22	<p>【施策5目標5-3】 野生生物の保護・管理</p>	<p><絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護増殖による種の保存> ・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、令和5年度に新たに6種を追加指定した。 ・レッドリストについては、令和6年以降の第5次レッドリスト公表に向けた作業を進めている。 ・国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。令和6年2月までに指定された国内希少野生動植物種448種のうち、76種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動植物園等と連携した生息域外保全に取り組んでいる。 ・例えば、トキの保護増殖事業では、佐渡における野生復帰が順調に進んだことから、複数の地域個体群の形成に向け、事業区域を全国へと変更するなど、保護増殖事業の取組を着実に推進した。また、動物園等と連携して生息域外保全に取り組んでいるミヤコカナヘビやハカタスジシマドジョウでは、飼育・繁殖の技術開発が進み、野生復帰の取組に向けた検討が進んでいる。</p> <p><鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化> ・平成26年の鳥獣保護管理法の改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業等に基づき、ニホンジカ・イノシシの捕獲強化を進めてきた結果、イノシシの推定個体数は減少している。ニホンジカの全国的な推定個体数は以前として高い水準となっているが、密度や個体数が減少した地域もある。このことから、野生鳥獣による農林水産業、生態系等への被害の防止に寄与していると考えられる。</p> <p><遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止> ・外来生物法に基づき、特定外来生物である159種類について飼養等の規制を行っている。特定外来生物防除等対策事業（交付金）により合計95事業に交付することで、責務規定を踏まえた地方公共団体の防除等に貢献した。また、特に生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功した事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。特にマンガースについては、奄美大島では令和2年度以降、捕獲のない状態が続いていることから、令和7年度末までの根絶確認に向けてモニタリング等を行っているところである。また、沖縄島北部地域においてはヤンバルクイナの生息域南部での分布拡大傾向が見られるなど希少種の分布域拡大が確認できている。 ・平成29年6月に国内で初確認された特定外来生物のヒアリについては、令和5年度も引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である全国港湾で調査を行い、発見した個体をすべて防除しており、これまでのところ我が国への定着は阻止できている。令和元年10月の東京港、令和2年9月の名古屋港、令和3年9月の大坂港、令和4年10月の福山港及び令和5年11月の博多港で大規模な集団が確認されたことを踏まえ、同港での防除及び調査を重点的に実施するとともに、全国港湾の状況を点検し必要な追加調査を実施した。また、同定マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら改訂を行うとともに、対面及びオンラインでヒアリ対策の講習会を実施し自治体や港湾管理者等への知見の普及を図った。国民からの情報提供や相談の窓口として引き続きヒアリ相談ダイヤルを運営するとともに、令和元年7月から行っているチャットボットによる自動相談受付を引き続き実施した。 ・令和4年5月に成立した改正外来生物法が令和5年4月に全面施行され、ヒアリなど意図しない導入に関する対策の強化、アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備及び地方公共団体など各主体との防除の役割分担の明確化等により防除体制が強化された。本改正に基づき令和5年4月にヒアリ類について要緊急対処特定外来生物に指定し、令和5年6月1日にアメリカザリガニ及びアカミミガメについて、一般家庭等での飼養等や無償での譲渡し等を適用除外とする形で特定外来生物に指定した。 ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用等の承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している（令和5年度は19件承認）。また、遺伝子組換え生物等に関する国内外の情報収集やウェブサイト（J-BCH）による国民への情報提供、意見聴取を行っているほか、科学的知見の充実を図るための承認済み遺伝子組換えナタネに係る影響監視調査、未承認の遺伝子組換え生物等の疑いがある使用等事例について対応を行っている。さらに、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうちカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱いに係る通知（平成31年2月8日付け）を踏まえて関係省庁が定めた具体的な手続に基づき、当該生物に係る情報提供書等の受付と公表を実施した（令和5年度は4件公表）。</p>

23	【施策5目標5-4】 動物の愛護・管理	③相当程度進展あり	令和4年度の自治体における犬及び猫の引取り数は5.3万頭で、平成30年度の9.2万頭より3.9万頭減少しており、減少傾向を維持した。また、殺処分数は1.2万頭で、平成30年度の3.8万頭から2.6万頭減少した。
24	【施策5目標5-5】 自然とのふれあいの推進	②目標達成	測定指標のうち、国立公園訪日外国人利用者数については、新型コロナウイルス感染症の影響により目標値が設定できなかつたが、実績値が585万人と順調な回復を見せており、着実に実績が出ている。エコツーリズム推進法に基づく全体構想については、令和5年度は新たに4件の認定を行い、毎年着実に件数を増やしており、現在も認定に向けて複数案件が調整進展中である。また、訪日外国人国立公園利用者数については、インバウンド再開を受けて、令和4年下半期より調査を再開したところ。 測定指標のうち、温泉の自噴湧出量については、令和5年度は集計中だが、令和4年度は前年度の水準を上回っている。
25	【施策5目標5-6】 東日本大震災への対応（自然環境の復旧・復興）	④進展が大きくない	・目標値としている震災以前の利用者数まで届いていないが、震災直後と比較して一定程度利用者数は回復している。 ・令和5年度のイノシシの出現頻度（RAI）は豚熱の感染が急拡大した令和4年度より増加したが、豚熱発生前の令和3年度以前の水準よりは大幅に低い値となっている。
26	【施策5目標5-7】 国際観光資源の整備	③相当程度進展あり	滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数、利用施設の多言語化、国立公園一括情報サイトの訪問回数等について、令和5年度実績値は、目標値を大きく超えるペースで増加しており、受入環境整備が進展している。その他の取組についても目標値達成まで到達していないが、着実に実績が出ており、受入環境整備に貢献している。国立公園訪日外国人利用者数については、新型コロナウイルス感染症の影響により目標値が設定できなかつたが、実績値が585万人と順調に回復を見せており、着実に実績が出ている。
27	【施策6目標6-1】 環境リスクの評価	②目標達成	①化学物質環境実態調査の実施について、令和5年度は、化学物質対策に係る関係課室から要望のあった物質等を選定し、87の物質・媒体について調査を行い、目標値を達成した。 ②環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、13物質について環境リスク初期評価を取りまとめ、公表したが、目標値を下回っている。これはリスク評価の実施にあたっては有害性情報・モニタリングデータ等の基礎情報を収集した上でリスク評価の実施可否を判断することになるが、評価に足る科学的知見が存在しない候補物質が多かつたためである。 ③化学物質の内分泌かく乱作用については、令和5年度に11物質を選定し、目標を達成した。 ④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、令和5年度に得られた生体試料（血液・尿）の化学物質分析データ数は5940であり、目標を達成している。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査については、フォローアップ状況を示す指標である追跡率を高値で維持できており、また、化学物質の分析も進捗しており、目標を達成した。 ⑥スギ雄花花芽調査体制の維持、対象都道府県数の増加双方の目標を達成した。

28	【施策6目標6-2】環境リスクの管理	③相当程度進展あり	<p>①化審法に基づくスクリーニング評価においては、毎年、製造輸入数量が10t超となった物質を対象に、生態毒性に関する有害性クラスの付与又は見直しを行っている。令和5年度に有害性クラス付与等を行った物質数は193物質であり、これは、評価対象物質のうち有害性情報が得られない物質や評価方法が定まっていない物質を除く評価可能な物質の全てである。</p> <p>②ヨコエビ試験法のOECDテストガイドライン化に向けて、OECD WNT（テストガイドラインプログラム各国調整官作業部会）及びVMG-eco（生態毒性試験妥当性管理グループ）に参加して各國と意見交換を行いながら、国内外の試験機関と協力して検証試験（バリデーション=リングテスト）を実施し、テストガイドライン（TG）案のブラッシュアップを行っており、TG化に向けての目標を達成している。また、鳥類への生態毒性評価手法として開発している卵内投与試験法について、R5年4月のWNTでSPSFが採択されたのを踏まえSOP案を作成した。</p> <p>③PRTR制度については、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施した。対象物質の環境への排出量・移動量は長期的には減少傾向にあるが、近年では前年度比で排出量が増加した年もあることから、引き続き取組を継続していく必要がある。</p> <p>④近年はPRTR制度が既に普及していることや、化学物質管理に関する派遣・講演テーマのニーズが化管法の範疇外も増えてきていること等により、アドバイザーの派遣数が減少傾向にあるが、アドバイザー教育による対応分野の拡大や広報活動の推進等を行ってきたことで令和5年度については目標値を達成した。今後はこのような取組を推進し、継続した目標達成を目指す。</p>
29	【施策6目標6-3】国際協調による取組	②目標達成	<p>①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施している。令和5年度は、今までの調査結果等をふまえて、POPs条約対象物質及び候補物質の中から11物質（群）を選定調査を行い、目標値を達成した。</p> <p>②水銀対策について、MOYAI-ニシアティブに基づき、日本の技術や経験を活かした国際展開業務を実施しており、令和4年度も新たな協力プロジェクトを形成・支援した。案件形成に向けて、調査等を進めてきていたが、新型コロナウイルス感染症による渡航制限によるプロジェクト形成への影響を踏まえ、案件形成の見通しを立てにくい状態であるため、令和2年度から目標値を空欄とし、令和8年度の目標値として「16件」としていた。しかし、令和5年度までの時点で「15件」が達成されたので、過去の件数の増加率を踏まえて、おおむね目標値を達成していると考える。</p> <p>③化審法、化管法等においてリスクが懸念されている物質について、GHS（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施し、目標を達成。</p>
30	【施策6目標6-4】国内における毒ガス弾等対策	②目標達成	<p>①地権者からの要望に基づき、環境調査等を4件を実施した。</p> <p>②茨城県神栖市における緊急措置事業については、141名の医療手帳交付者に対して適切に事業を実施した。</p>
31	【施策7目標7-1】公害健康被害対策（補償・予防）	②目標達成	<p>1 公害健康被害予防事業については、（独）環境再生保全機構の第四期中期目標及び第四期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。参加者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られることを目標としており、令和5年度においても目標を達成した。</p> <p>2 公健法第46条に基づき各地方公共団体が行う公害保健福祉事業については、当該事業に参加した者の延べ人数が被認定者に占める割合が80%を超える目標を設定したが、令和5年度については、割合は上昇傾向にあるものの、前年度に続き80%の目標に達しなかった。</p> <p>3・4 環境保健サーベイランス調査は、中公審答申及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、その結果に大気汚染との関係が認められる場合には、必要な措置を講ずることを目的として実施しているものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率は、本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、3歳児調査及び6歳児調査の両方で目標を達成した。</p> <p>5 公健法の被認定者への公正な補償給付を着実に支給した。</p>
32	【施策7目標7-2】水俣病対策	②目標達成	<p>①「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済処置の方針」（平成22年4月閣議決定）等に基づき、あたう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に行われている。</p> <p>②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、水俣病に関する総合的研究を実施しているところ、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねている。</p>
33	【施策7目標7-3】石綿健康被害救済対策	③相当程度進展あり	<p>①石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数の目標を平成26年度以降120日に設定し、令和元年度まではこれを達成していたが、新型コロナウイルスの影響により医学的判定に係る審議を一時期中断したこと等により、令和2年度から令和5年度は目標を達成できなかった。このような状況を受け、平時・緊急時を問わず医学的判定の審議が継続できるよう令和4年度から石綿健康被害判定業務ICT化システムを導入した。これらの取組により、石綿法に基づき、令和5年度は1,143（速報値）件（令和4年度：1,057件）が認定され、被害者及び遺族の救済は着実に進んでいる。</p> <p>②石綿ばく露による健康被害の可能性がある方について、健康管理の在り方を検討するため、読影精度確保等調査を実施。自治体の読影精度向上のためには、より多くの自治体が参画する必要があるため、前年度事業未実施の自治体に参加を促した結果、1自治体が新規に参画したが、2自治体から辞退があり、全体で33自治体が参画した。</p>
34	【施策7目標7-4】環境保健に関する調査研究	③相当程度進展あり	R5年度は、年平均気温が観測史上最高となる“最も暑い夏”で極めて厳しい状況であった。このため、熱中症対策警戒アラートを全国で1200回（日・箇所数）以上発表し、熱中症予防を呼びかけたところであるが、熱中症死亡者数の目標は達成できなかった。なお、医療現場からは、熱中症警戒アラートが有効であるとの意見を伺っており、引き続き、熱中症対策の推進を図る。

35	【施策8目標8-1】 経済のグリーン化の推進	③相当程度 進展あり	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度における環境産業の市場規模及び雇用規模は、それぞれ約11.8兆円（前年比9.3%増）、約296万人（前年比6.1%増）となった。 地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は、令和4年度で58.1%となっており、前年度より0.1%減少している。 国等における環境配慮契約実績は令和4年度で85.5%となっており、令和3年度比で増減なし。 エコアクション21登録事業者数については、社会情勢の変化等により、令和5年度末で7,521件（前年度末比66件増）と増加した。 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数は、令和5年度で306機関となっており、前年度横ばいとなった。
36	【施策8目標8-2】 環境パートナーシップの形成	②目標達成	<ul style="list-style-type: none"> 環境問題の解決に向けた協働取組の推進（相談件数、対話の場作り）は、目標を達成した。 地域循環共生圏形成の創造に資する情報交換会への参加者数は、目標を達成した。
37	【施策8目標8-3】 環境教育・環境学習の推進	③相当程度 進展あり	<ul style="list-style-type: none"> 教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修については、下記の通り実施形態の見直しにより目標達成に至らなかつたものの、録画動画の活用により各ユーザーの利便性向上が図られ、施策目標の達成には貢献しているものと判断した。 ESD関連フォーラム等の参加者数については、下記の通り実施したプロジェクト対象者について一部変更したため目標達成に至らなかつたが、社会教育施設などとの学び合いにより、地域のESD推進拠点としての機能を高め、地域ESD拠点の活動も活性化したほか、複数でのオンライン参加・視聴等により、計測できない効果もあったことから、ESDを相当程度推進していると判断した。 RCE認定拠点数は、ポテンシャルのある地域の申請数が微増し、一定の進展を示した。
38	【施策8目標8-4】 環境基本計画の効果的実施	②目標達成	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月に閣議決定された第五次環境基本計画の見直しの議論等のため、令和5年度は中央環境審議会総合政策部会を7回、各種団体等との意見交換会を4回開催する等、多くの意見交換を実施した。 環境白書、英語版白書を発行した。 見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等へ説明した。 環境産業の市場規模等を調査・推計し、その結果を報告書にまとめて環境省Webサイト上で公表した。
39	【施策8目標8-5】 環境アセスメント制度の適切な運用と改善	③相当程度 進展あり	環境影響評価法に基づく手続の実績件数及び環境大臣意見の提出回数は増加しており、順調に運用されている。引き続き、効率的な審査に努めてまいりたい。
40	【施策8目標8-6】 環境問題に関する調査・研究・技術開発	②目標達成	<ul style="list-style-type: none"> 環境研究総合推進費事業において目標値を達成した。 イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業において目標値を達成した。
41	【施策8目標8-7】 環境情報の整備と提供・広報の充実	③相当程度 進展あり	<ul style="list-style-type: none"> 環境省ホームページへのアクセス数は目標値を大幅に達成した。 令和5年度は、目標未達であるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度以降中止していた集合研修を段階的に再開し、前年度に比べて大幅に研修等の実施回数が増加した。また、研修再開にあたっては、研修の内容や目的に応じてオンライン形式も活用することで、受講機会を拡大を図っている。

42	【施策9目標9-1】 地域の脱炭素化の推進	③相当程度 進展あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボンシティ表明団体（2023年10月1日時点）のうち、区域施策編を策定しているのは59.2%、区域施策編を策定する予定があるのは29.5%と順調に増加しており、目標の達成が見込まれる。 ・事務事業編の策定率は92.7%に上っており、加えて3.9%の地方公共団体が事務事業編を策定する予定がある状況と順調に増加しており、目標の達成が見込まれる。 ・災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の数については、R5年度までに累計822箇所と順調に増加しており、R7年度までの目標達成が見込まれる。 ・脱炭素先行地域については、2025年度（令和7年度）までに少なくとも100か所以上選定するとしているところ、令和5年度においては4月に第3回として16地域、11月に第4回として12地域選定し、これまでに合計で73地域選定されていることから、目標値の達成が可能と考えられる。
43	【施策9目標9-2】 地域循環共生圏づくりの推進	①目標超過 達成	測定指標1における年度目標を超過達成している。
44	【施策10目標10-1】 放射性物質により汚染された廃棄物の処理	③相当程度 進展あり	<p>汚染廃棄物対策地域内において、国による対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がないと認められる場合、同地域の指定が解除されることとなる。1市において同地域の指定が解除され、残る10市町村においても対策地域内廃棄物の処理を着実に進めているところ。また、福島県内の特定廃棄物については、仮設焼却施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいるところ。</p> <p>なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、地元との調整を続けている。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>①福島県においては、帰還困難区域を除く対策地域内における解体件数は、令和6年3月末時点で13,590件となっているところ。また、特定廃棄物埋立処分施設において、平成29年11月に県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始され、令和5年10月末に特定廃棄物の搬入を完了した。クリーンセンターふたばにおいて、令和5年6月1日に特定廃棄物の搬入を開始した。</p> <p>②福島県以外の県については、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。宮城県においては、8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理を優先的に推進しており、令和6年3月末時点で石巻圏域及び黒川圏域では焼却処理が終了、仙南圏域及び大崎圏域では本格焼却を実施中である。また、栃木県においては指定廃棄物の保管農家の負担軽減のため、市町単位での暫定集約の方針に基づき、現在、県・保管市町と取組を進めており、令和4年度には日光市、那須塩原市、令和5年度には大田原市において暫定保管場所への集約が完了し、令和6年5月時点で那須町において集約に向けた準備を進めている。</p>
45	【施策10目標10-2】 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	③相当程度 進展あり	<p>○除染に伴い発生した土壤等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施している。除染特別地域においては令和6年3月末時点で12か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和6年3月末時点で2か所の仮置場等において、除去土壤等の適正管理を実施している。</p> <p>中間貯蔵施設への輸送などにより、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施している。除染特別地域においては令和6年3月末時点で234か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和6年3月末時点で1,008か所の仮置場の原状回復が完了している。</p> <p>さらに、「除去土壤の処分に関する検討チーム」を令和6年3月末までに9回開催し、福島県外の除去土壤の処分方法に関する議論を進めているところである。また、除去土壤の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、茨城県東海村、栃木県那須町及び宮城県丸森町の3箇所で実施している（栃木県那須町については令和2年3月末に終了）。</p> <p>○「令和5年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。</p> <p>方針の中で、輸送については「特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壤等の搬入を進める」という定性的な目標を立てている。令和5年度は、約30万m³の除去土壤等を中間貯蔵施設に搬入した。また、令和6年3月末までに、輸送対象物量約1,400万m³のうち累計で約1,376万m³の除去土壤等を搬入した。施設の整備に必要な用地取得については、累計で約1,301haの用地を取得した。これら中間貯蔵施設事業について、順調に進捗している。</p> <p>県外最終処分の実現に向けては、「中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略戦略」及び「工程表」に沿って、有識者の御意見を頂きながら、除去土壤の減容技術の開発や再生利用の実証事業など減容・再生利用・理解醸成等の取組を着実に進めた。</p>
46	【施策10目標10-3】 特定復興再生拠点等の整備	③相当程度 進展あり	<p>平成30年5月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに沿って、平成30年11月までに、自治体や関係省庁と連携しながら、6町村全てで除染・家屋等の解体工事を開始したところ。</p> <p>令和4年度においては、双葉町、大熊町、浪江町、葛尾村、令和5年度には富岡町、飯館村の避難指示解除がなされ、6町村全ての特定復興再生拠点で避難指示解除がなされた。他方、引き続きフォローアップ除染等を行い、地元住民の安心・安全の確保をはかることが必要。</p> <p>なお、特定復興再生拠点区域における解体工事については、令和2年度に葛尾村で、令和4年度に飯館村で、解体工事が完了した。残り4町においても着実に取組を進めているところ。</p>
47	【施策10目標10-4】 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策	②目標達成	<p>①有識者による研究成果及び次年度の研究計画の評価を踏まえて令和5年度は35件の調査研究を採択し、目標を達成した。</p> <p>②いわき市に設置した放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターにおいて、相談員から寄せられる放射線による健康不安等に係る相談対応や、専門家派遣を実施し、98%の受講者満足度が得られ、目標を達成した。</p> <p>③住民を対象とした住民セミナーや少人数での意見交換会等を実施し、99%の受講者満足度が得られ、目標を達成した。</p> <p>④福島第一原発に起因する放射線による健康影響について「起こる可能性が高い」と思っている人の割合を令和7年度に20%以下にすることを目指しているが、令和2年以降横ばい又は増加で推移していたが、令和5年度は令和4年度の46.8%より9.5%ポイント減少、さらにアンケート前の情報提示の内容によっては、28.3%まで減少する結果が得られており、令和7年度の目標達成に向けて大きく進展した。</p> <p>⑤「県民健康調査」の着実な実施のために、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等の実施、さらには甲状腺検査を契機にがんが見つかった方のピアサポート体制の整備により、目標を達成した。</p>

通し番号 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦
目標番号 1 - 1 1 - 2 1 - 3 2 - 1 2 - 2 2 - 3 3 - 1
施策目標 地球温暖化世界全体で気候変動のオゾン層の地球環境保地球環境保大気環境の
1. 地球温 1. 地球温 1. 地球温 2. 地球環 2. 地球環 2. 地球環 3. 大気・

評価 ○ △ × —

行政機関共通区分 ①目標超達成 ②目標達成 ③相当程度 ④進展がなき ⑤目標に向かっていない

月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

年 5 6 7 8 9 10 11

⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯
3 - 2 3 - 3 3 - 4 3 - 5 3 - 6 4 - 1 4 - 2 4 - 3 4 - 4

大気生活環境の土壤環境のダイオキシ東日本大震国内及び各種リサイクル一般廃棄物産業廃棄物
3. 大気・3. 大気・3. 大気・3. 大気・3. 大気・4. 資源循環4. 資源循環4. 資源循

8月 9月 10月 11月 12月

12 13 14 15

⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕
4 - 5 4 - 6 4 - 7 5 - 1 5 - 2 5 - 3 5 - 4 5 - 5 5 - 6

廃棄物の浄化槽の整東日本大震基盤的施策自然環境の野生生物の動物の愛護自然とのふ東日本大震
4. 資源循 4. 資源循 4. 資源循 5. 生物多 5. 生物多 5. 生物多 5. 生物多 5. 生物多

②6

②7

②8

②9

③0

③1

③2

③3

③4

5 - 7 6 - 1 6 - 2 6 - 3 6 - 4 7 - 1 7 - 2 7 - 3 7 - 4
国際観光~~と~~環境リスク環境リスク国際協調に国内において公害健康~~と~~水俣病対策石綿健康~~と~~環境保健に
5. 生物~~と~~6. 化学物~~と~~6. 化学物~~と~~6. 化学物~~と~~7. 環境~~と~~7. 環境~~と~~7. 環境~~と~~7. 環境~~と~~

③⁵

③⁶

③⁷

③⁸

③⁹

③⁹

④⁰

④¹

④²

④³

8 - 1 8 - 2 8 - 3 8 - 4 8 - 5 8 - 6 8 - 7 9 - 1 9 - 2

経済のグリーン環境パート環境教育・環境基本計画環境アセスメント環境問題に環境情報の地域の脱炭素化地域循環再生
8. 環境・8. 環境・8. 環境・8. 環境・8. 環境・8. 環境・8. 環境・9. 地域再生9. 地域再生

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

10-1 10-2 10-3 10-4

放射性物質放射性物質特定復興再放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策

10. 放射性物質による環境の汚染への対処